

障害福祉サービス費等の報酬算定構造

平成24年度見直し箇所 :

目次

居宅介護サービス費	1
重度訪問介護サービス費	2
同行援護サービス費	3
行動援護サービス費	4
療養介護サービス費	5
生活介護サービス費	6
経過的生活介護サービス費	7
短期入所サービス費	9
重度障害者等包括支援サービス費	10
共同生活介護サービス費	11
施設入所支援サービス費	12
経過的施設入所支援サービス費	13
機能訓練サービス費	15
生活訓練サービス費	16
宿泊型自立訓練サービス費	17
就労移行支援サービス費	18
就労移行支援（養成）サービス費	19
就労継続支援A型サービス費	20
就労継続支援B型サービス費	21
共同生活援助サービス費	22
計画相談支援給付費	23
障害児相談支援給付費	24
地域相談支援給付費（地域移行支援）	25
地域相談支援給付費（地域定着支援）	26
福祉型障害児入所施設給付費	27
医療型障害児入所施設給付費	29
児童発達支援給付費	30
医療型児童発達支援給付費	31
放課後等デイサービス給付費	32
保育所等訪問支援給付費	33

○障害児相談支援給付費

基本部分	注 特別地域加算
イ 障害児支援利用援助費 (1月につき1,600単位)	+15/100
ロ 継続障害児支援利用援助費 (1月につき1,300単位)	
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき+150単位)	

○福祉型障害児入所施設給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		地方公共団体が設置する指定障害児入所施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	入所支援計画が作成されない場合	児童発達支援管理責任者専任加算(1日につき)	職業指導員を配置している場合(1日につき)	重度障害児支援加算	重度重複障害児加算	強度行動障害児特別支援加算	幼児加算	心理担当職員を配置している場合(1日につき)	看護師を配置している場合(1日につき)
イ 知的障害児の場合	(1)定員5人以上10人未満	当該施設が単独施設 (730単位)	× 965/1000	× 70/100	× 95/100	+148単位	+49単位	イ 重度障害児支援加算(Ⅰ) 1日につき+165単位 ロ 重度障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき+198単位	1日につき+781単位	*加算の算定を開始した日から起算して90日以内 +700単位	+102単位	+141単位
	(2)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (619単位) (二)当該施設が主たる施設 (1430単位) (三)当該施設が単独施設 (730単位)				+148単位	+148単位				+102単位	+141単位
	(3)定員11人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (536単位) (二)当該施設が主たる施設 (940単位) (三)当該施設が単独施設 (730単位)				+74単位	+73単位				+51単位	+70単位
	(4)定員21人以上30人以下	(730単位)				+49単位	+49単位				+34単位	+47単位
	(5)定員31人以上40人以下	(613単位)				+37単位	+39単位				+26単位	+38単位
	(6)定員41人以上50人以下	(551単位)				+29単位	+29単位				+20単位	+28単位
	(7)定員51人以上60人以下	(534単位)				+24単位	+26単位				+17単位	+25単位
	(8)定員61人以上70人以下	(516単位)				+21単位	+23単位				+15単位	+23単位
	(9)定員71人以上80人以下	(498単位)				+18単位	+20単位				+13単位	+20単位
	(10)定員81人以上90人以下	(481単位)				+16単位	+17単位				+11単位	+17単位
	(11)定員91人以上100人以下	(462単位)				+14単位	+14単位				+10単位	+14単位
	(12)定員101人以上110人以下	(460単位)				+13単位	+13単位				+9単位	+13単位
	(13)定員111人以上120人以下	(459単位)				+12単位	+12単位				+9単位	+12単位
	(14)定員121人以上130人以下	(457単位)				+11単位	+11単位				+8単位	+11単位
	(15)定員131人以上140人以下	(455単位)				+10単位	+10単位				+7単位	+10単位
	(16)定員141人以上150人以下	(453単位)				+9単位	+9単位				+7単位	+9単位
	(17)定員151人以上160人以下	(449単位)				+9単位	+9単位				+6単位	+9単位
	(18)定員161人以上170人以下	(446単位)				+8単位	+9単位				+6単位	+8単位
	(19)定員171人以上180人以下	(443単位)				+8単位	+8単位				+6単位	+7単位
	(20)定員181人以上190人以下	(440単位)				+7単位	+8単位				+5単位	+7単位
	(21)定員191人以上	(437単位)				+7単位	+8単位				+5単位	+6単位
ロ 自閉症児の場合	(1)定員30人以下	(725単位)	+49単位	+49単位	+26単位							
	(2)定員31人以上40人以下	(668単位)	+37単位	+39単位	+26単位							
	(3)定員41人以上50人以下	(641単位)	+29単位	+29単位	+20単位							
	(4)定員51人以上60人以下	(616単位)	+24単位	+26単位	+17単位							
	(5)定員61人以上70人以下	(589単位)	+21単位	+23単位	+15単位							
	(6)定員71人以上	(562単位)	+18単位	+20単位	+13単位							
ハ 盲児の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (882単位) (二)当該施設が単独施設 (669単位)	+148単位	+296単位 +49単位	+102単位	+141単位						
	(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (801単位) (二)当該施設が単独施設 (669単位)	+148単位	+145単位 +49単位	+102単位	+141単位						
	(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (601単位) (二)当該施設が主たる施設 (1422単位) (三)当該施設が単独施設 (669単位)	+148単位	+148単位 +49単位	+102単位	+141単位						
	(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (499単位) (二)当該施設が主たる施設 (1047単位) (三)当該施設が単独施設 (669単位)	+74単位	+98単位 +49単位	+51単位	+70単位						
	(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (457単位) (二)当該施設が主たる施設 (868単位) (三)当該施設が単独施設 (669単位)	+74単位	+73単位 +49単位	+51単位	+70単位						
	(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (427単位) (二)当該施設が主たる施設 (793単位) (三)当該施設が単独施設 (669単位)	+49単位	+59単位 +49単位	+34単位	+47単位						
	(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (398単位) (二)当該施設が主たる施設 (669単位) (三)当該施設が単独施設 (669単位)	+49単位	+49単位	+34単位	+47単位						
	(8)定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設 (595単位) (二)当該施設が単独施設 (595単位)	+37単位	+39単位	+26単位	+38単位						
	(9)定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設 (550単位) (二)当該施設が単独施設 (550単位)	+37単位	+39単位	+26単位	+38単位						
	(10)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設 (488単位) (二)当該施設が単独施設 (488単位)	+29単位	+29単位	+20単位	+28単位						
	(11)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設 (474単位) (二)当該施設が単独施設 (474単位)	+24単位	+26単位	+17単位	+25単位						
	(12)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設 (459単位) (二)当該施設が単独施設 (459単位)	+21単位	+23単位	+15単位	+23単位						
	(13)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設 (444単位) (二)当該施設が単独施設 (444単位)	+18単位	+20単位	+13単位	+20単位						
	(14)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設 (429単位) (二)当該施設が単独施設 (429単位)	+16単位	+17単位	+11単位	+17単位						
	(15)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設 (413単位) (二)当該施設が単独施設 (413単位)	+14単位	+14単位	+10単位	+14単位						
ニ ろうあ児の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (882単位) (二)当該施設が単独施設 (665単位)	+148単位	+296単位 +49単位	+102単位	+141単位						
	(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (620単位) (二)当該施設が単独施設 (665単位)	+148単位	+148単位 +49単位	+102単位	+141単位						
	(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (620単位) (二)当該施設が主たる施設 (1412単位) (三)当該施設が単独施設 (665単位)	+148単位	+148単位 +49単位	+102単位	+141単位						
	(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (500単位) (二)当該施設が主たる施設 (1040単位) (三)当該施設が単独施設 (665単位)	+74単位	+98単位 +49単位	+51単位	+70単位						
	(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (460単位) (二)当該施設が主たる施設 (866単位) (三)当該施設が単独施設 (665単位)	+74単位	+73単位 +49単位	+51単位	+70単位						
	(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (424単位) (二)当該施設が主たる施設 (748単位) (三)当該施設が単独施設 (665単位)	+49単位	+59単位 +49単位	+34単位	+47単位						
	(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (401単位) (二)当該施設が主たる施設 (665単位) (三)当該施設が単独施設 (665単位)	+49単位	+49単位	+34単位	+47単位						
	(8)定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設 (592単位) (二)当該施設が単独施設 (592単位)	+37単位	+39単位	+26単位	+38単位						
	(9)定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設 (547単位) (二)当該施設が単独施設 (547単位)	+37単位	+39単位	+26単位	+38単位						
	(10)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設 (485単位) (二)当該施設が単独施設 (485単位)	+29単位	+29単位	+20単位	+28単位						
	(11)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設 (471単位) (二)当該施設が単独施設 (471単位)	+24単位	+26単位	+17単位	+25単位						
	(12)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設 (457単位) (二)当該施設が単独施設 (457単位)	+21単位	+23単位	+15単位	+23単位						
	(13)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設 (442単位) (二)当該施設が単独施設 (442単位)	+18単位	+20単位	+13単位	+20単位						
	(14)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設 (427単位) (二)当該施設が単独施設 (427単位)	+16単位	+17単位	+11単位	+17単位						
	(15)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設 (412単位) (二)当該施設が単独施設 (412単位)	+14単位	+14単位	+10単位	+14単位						
ホ 肢体不自由児の場合	(1)定員50人以下	(705単位)	+29単位		+20単位							
	(2)定員51人以上60人以下	(696単位)	+24単位		+17単位							
	(3)定員61人以上70人以下	(684単位)	+21単位		+15単位							
	(4)定員71人以上	(671単位)	+18単位		+13単位							

入院・外泊時加算	イ 入院・外泊時加算(Ⅰ)	(1)定員60人以下 (320単位)
		(2)定員61人以上90人以下 (288単位)
		(3)定員91人以上 (252単位)
	ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ)	(1)定員60人以下 (191単位)
		(2)定員61人以上90人以下 (172単位)
		(3)定員91人以上 (150単位)

×965/1000

入院・外泊時加算(Ⅰ)については8日を限度、入院・外泊時加算(Ⅱ)については8を超えた日から82日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定

自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ)	(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 337単位を加算)
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ)	(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 448単位を加算)

入院時特別支援加算(月1回を限度)	イ 8日を超える入院期間が4日未満	(1回につき 561単位を加算)
	ロ 8日を超える入院期間が4日以上	(1回につき 1,122単位を加算)

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき7単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき4単位を加算)

地域移行加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、500単位を加算)
--------	------------------------------

栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下 (1日につき 27単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 22単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 18単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 15単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下 (1日につき 13単位を加算)
		(6)定員81人以上90人以下 (1日につき 12単位を加算)
		(7)定員91人以上100人以下 (1日につき 11単位を加算)
		(8)定員101人以上110人以下 (1日につき 10単位を加算)
		(9)定員111人以上120人以下 (1日につき 9単位を加算)
		(10)定員121人以上130人以下 (1日につき 8単位を加算)
		(11)定員131人以上140人以下 (1日につき 7単位を加算)
		(12)定員141人以上150人以下 (1日につき 7単位を加算)
		(13)定員151人以上160人以下 (1日につき 6単位を加算)
		(14)定員161人以上170人以下 (1日につき 6単位を加算)
		(15)定員171人以上180人以下 (1日につき 6単位を加算)
		(16)定員181人以上190人以下 (1日につき 5単位を加算)
		(17)定員191人以上 (1日につき 5単位を加算)
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下 (1日につき 15単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 12単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 10単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 8単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下 (1日につき 7単位を加算)
		(6)定員81人以上90人以下 (1日につき 6単位を加算)
		(7)定員91人以上100人以下 (1日につき 6単位を加算)
		(8)定員101人以上110人以下 (1日につき 5単位を加算)
		(9)定員111人以上120人以下 (1日につき 5単位を加算)
		(10)定員121人以上130人以下 (1日につき 4単位を加算)
		(11)定員131人以上140人以下 (1日につき 4単位を加算)
		(12)定員141人以上150人以下 (1日につき 4単位を加算)
		(13)定員151人以上160人以下 (1日につき 3単位を加算)
		(14)定員161人以上170人以下 (1日につき 3単位を加算)
		(15)定員171人以上180人以下 (1日につき 3単位を加算)
		(16)定員181人以上190人以下 (1日につき 3単位を加算)
		(17)定員191人以上 (1日につき 3単位を加算)

栄養マネジメント加算	(1日につき10単位を加算)
------------	----------------

小規模グループケア加算	(1日につき 240単位を加算)
-------------	------------------

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×25/1000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +イの90/100)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +イの80/100)

注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×8/1000)
-----------------	----------------------

注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可

○医療型障害児入所施設給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注
医療型障害児入所施設で行う場合		× 965/1000	× 70/100	× 95/100	イ 自閉症児の場合 (318単位)	+24単位	1日につき +111単位
ロ 肢体不自由児の場合 (146単位)					+24単位	1日につき +70単位	
ハ 重症心身障害児の場合 (867単位)					+24単位		
指定医療機関で行う場合							
イ 肢体不自由児の場合 (122単位)						ハ 重度障害児支援加算(Ⅲ) 1日につき +198単位	1日につき +70単位
ロ 重症心身障害児の場合 (867単位)							
自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ) (当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 337単位を加算)						
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ) (当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 448単位を加算)						
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき7単位を加算)						
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき4単位を加算)						
地域移行加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、500単位を加算)							
小規模グループケア加算 (1日につき 240単位を加算)							
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×14/1000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可					
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +イの90/100)						
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +イの80/100)						
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき +所定単位×5/1000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可					

○児童発達支援給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	
		地方公共団体が設置する場合	利用者の数が利用定員を超える場合	指導員又は保育士の員数が基準に満たない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	指導員又は保育士の員数が経過措置の基準で少年に支援した場合	児童発達支援管理責任者専任加算(1日につき)	人工内耳装用児支援加算(1日あたり)	指導員加配加算
児童発達支援センターで行う場合	イ 障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合	(1) 定員30人以下 (965単位)	× 965/1000	× 70/100	× 95/100	× 80/100	-274単位			
		(2) 定員31人以上40人以下 (906単位)								
		(3) 定員41人以上50人以下 (848単位)								
		(4) 定員51人以上60人以下 (791単位)								
		(5) 定員61人以上70人以下 (770単位)								
		(6) 定員71人以上80人以下 (750単位)								
		(7) 定員81人以上 (729単位)								
	ロ 難聴児の場合	(1) 定員20人以下 (1206単位)								
		(2) 定員21人以上30人以下 (1061単位)								
		(3) 定員31人以上40人以下 (976単位)								
	ハ 重症心身障害児の場合	(1) 定員15人以下 (1138単位)								
		(2) 定員16人以上20人以下 (863単位)								
児童発達支援センター以外で行う場合	ニ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1) 定員10人以下 (616単位)	× 70/100							
		(2) 定員11人以上20人以下 (451単位)								
		(3) 定員21人以上 (363単位)								
	ホ 重症心身障害児の場合	(1) 定員5人 (1587単位)								
		(2) 定員6人以上10人以下 (813単位)								
		(3) 定員11人以上 (689単位)								
家庭連携加算(月4回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき 187単位を加算)									
	ロ 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)									
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき 187単位を加算)									
	ロ 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)									
食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき 42単位を加算)									
	ロ 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき 58単位を加算)									
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき 150単位を加算)								
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき10単位を加算)									
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき6単位を加算)									
栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下 (1日につき 37単位を加算)								
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 30単位を加算)								
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 25単位を加算)								
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 21単位を加算)								
		(5)定員71人以上80人以下 (1日につき 19単位を加算)								
		(6)定員81人以上 (1日につき 16単位を加算)								
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下 (1日につき 20単位を加算)								
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 16単位を加算)								
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 13単位を加算)								
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 11単位を加算)								
		(5)定員71人以上80人以下 (1日につき 10単位を加算)								
		(6)定員81人以上 (1日につき 9単位を加算)								
欠席時対応加算(月4回を限度)		(1回につき 94単位を加算)								
特別支援加算		(1日につき 25単位を加算)								
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 500単位を加算)									
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 250単位を加算)									
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき 500単位を加算)									
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき 100単位を加算)									
送迎加算		(片道につき 54単位を加算)								
延長支援加算	イ 1時間未満 (1日につき 61単位を加算)									
	ロ 1時間以上2時間未満 (1日につき 92単位を加算)									
	ハ 2時間以上 (1日につき 123単位を加算)									
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×31/1000)									
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +イの90/100)									
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +イの80/100)									
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき +所定単位×10/1000)										
		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可								
		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可								

○医療型児童発達支援給付費

基本部分		注	注	注	注	注
		地方公共団体が設置する医療型児童発達支援センターの場合	利用者の数が利用定員を超える場合	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	児童発達支援管理責任者専任加算(1日につき)
医療型児童発達支援センターで行う場合	イ 肢体不自由児の場合 (329単位)	× 965/1000	× 70/100	× 95/100	× 80/100	+51単位
	ロ 重症心身障害児の場合 (440単位)					+51単位
指定医療機関で行う場合	イ 肢体不自由児の場合 (329単位)					
	ロ 重症心身障害児の場合 (440単位)					
家庭連携加算(月4回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき 187単位を加算)					
	ロ 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)					
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき 187単位を加算)					
	ロ 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)					
食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき 42単位を加算)					
	ロ 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき 58単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき 150単位を加算)						
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき10単位を加算)					
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき6単位を加算)					
欠席時対応加算(月4回を限度) (1回につき 94単位を加算)						
特別支援加算 (1日につき 25単位を加算)						
延長支援加算	イ 1時間未満 (1日につき 61単位を加算)					
	ロ 1時間以上2時間未満 (1日につき 92単位を加算)					
	ハ 2時間以上 (1日につき 123単位を加算)					
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×59/1000)					注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +イの90/100)					
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +イの80/100)					
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき +所定単位×20/1000)						注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可

○放課後等デイサービス給付費

基本部分		
イ(1) 障害児(重症心身障害児を除く)に授業終了後に行う場合	(一)定員10人以下	(478単位)
	(二)定員11人以上20人以下	(359単位)
	(三)定員21人以上	(278単位)
イ(2) 障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	(一)定員10人以下	(616単位)
	(二)定員11人以上20人以下	(451単位)
	(三)定員21人以上	(363単位)
ロ(1) 重症心身障害児に授業終了後に行う場合	(一)定員5人	(1309単位)
	(二)定員6人以上10人以下	(670単位)
	(三)定員11人以上	(568単位)
ロ(2) 重症心身障害児に休業日に行う場合	(一)定員5人	(1587単位)
	(二)定員6人以上10人以下	(813単位)
	(三)定員11人以上	(689単位)

注					
利用者の数が利用定員を超える場合	又は 指導員又は保育士の員数が基準に満たない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	児童発達支援管理責任者専任加算(1日につき)	指導員加配加算(1日につき)
× 70 / 100	× 70 / 100	× 95 / 100	× 80 / 100	+205単位	+193単位
				+102単位	+129単位
				+68単位	+77単位
× 70 / 100	× 70 / 100	× 95 / 100	× 80 / 100	+205単位	+193単位
				+102単位	+129単位
				+68単位	+77単位
× 70 / 100	× 70 / 100	× 95 / 100	× 80 / 100	+410単位	+410単位
				+205単位	+205単位
				+102単位	+102単位
× 70 / 100	× 70 / 100	× 95 / 100	× 80 / 100	+410単位	+410単位
				+205単位	+205単位
				+102単位	+102単位

家庭連携加算 (月4回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算)	ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)
訪問支援特別加算 (月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算)	ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)
----------------------	------------------

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(I) (1日につき10単位を加算)	ロ 福祉専門職員配置等加算(II) (1日につき6単位を加算)
-------------	---------------------------------	---------------------------------

欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき 94単位を加算)
-----------------	-----------------

特別支援加算	(1日につき 25単位を加算)
--------	-----------------

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(I)	(1日につき 500単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(II)	(1日につき 250単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(III)	(1日につき 500単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(IV)	(1日につき 100単位を加算)

送迎加算	(片道につき 54単位を加算)
------	-----------------

延長支援加算	イ 1時間未満 (1日につき 61単位を加算)
	ロ 1時間以上2時間未満 (1日につき 92単位を加算)
	ハ 2時間以上 (1日につき 123単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×33/1000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II)	(1月につき +イの90/100)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III)	(1月につき +イの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×11/1000)
-----------------	-----------------------

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可

○保育所等訪問支援給付費

基本部分		注 通所支援計画が作成されない場合	注 一人の訪問支援員が複数の障害児に支援した場合	注 児童発達支援管理責任者専任加算 (1日につき)
保育所等訪問支援給付費	(906単位)	× 95 / 100	× 93 / 100	+68単位
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)				
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位 × 32 / 1000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可		
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + イの90 / 100)			
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + イの80 / 100)			
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき + 所定単位 × 11 / 1000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可		